

院内物流管理システム導入業務
仕様書

地方独立行政法人
徳島県鳴門病院

1 目的

当院で使用する診療材料、医薬品、検査試薬および一般消耗品等（以下「物品」という。）の発注・納品・払出・使用・補充に至る一連の流れを管理し、医療の安全性を確保するとともに、在庫適正化を図り、業務効率化および病院経営改善に資することを目的とする。

2 病院概要（令和3年4月1日現在）

- (1) 病院名称 : 徳島県鳴門病院
- (2) 所在地 : 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
- (3) 許可病床数 : 一般病床307床(うち人間ドック6床)
- (5) 診療科目 : 15診療科
内科／循環器内科／小児科／外科／整形外科／脳神経外科／皮膚科／泌尿器科／産婦人科／眼科／耳鼻咽喉科／放射線科／麻酔科／形成外科／救急科
- (6) 併設施設
健康管理センター

3 納入期限

令和5年3月31日

4 基本方針

- (1) 仕様の詳細は、病院との協議で決定するものとし、契約の相手方となる候補者は病院との協議に主体的に参画すること。
- (2) 現行の院内マスタを踏襲、改善すること。
- (3) 院内の物流を一元的に管理し、在庫の適正化を図る仕組みがあること。
- (4) 院内の余剰在庫、死蔵品および期限切れ等を把握し、それらの削減・防止を図る仕組みがあること。
- (5) 診療報酬における保険請求漏れの防止および手術等の原価管理を行うシステムを構築できること。
- (6) 償還材料について、各部署で請求の可否を把握できる仕組みがあること。
- (7) 職員の業務軽減・合理化を図り、診療業務の質の向上を図る仕組みがあること。

5 管理対象品目

- (1) 診療材料
- (2) 医薬品（輸血用血液、放射線医薬品を除く）
- (3) 検査試薬
- (4) 一般消耗品

6 要求仕様

(別表1) のとおり

7 運用開始に伴う作業

- (1) 物品管理システム（以下「本システム」という。）を稼働させる上で必要となるネッ

トワーク機器および回線を準備すること。診療系ネットワークを利用する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 当院の指定するウイルス対策ソフトをインストールすること（インストールできない理由がある場合を除く。）。

イ 外部記憶装置については特定機器のみ使用可能とするよう考慮すること。

ウ リモートメンテナンスのため、当院診療系ネットワークに接続する必要がある場合、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に従い、十分なセキュリティを確保すること。また、可能な限り閉域網を利用し、構築および保守費用については導入費用および保守費用に含めること。閉域網の利用が困難な場合はインターネットVPNによる接続も認めるが、その場合は当院の指定する環境を利用すること。

エ 本システムのサーバー機器を院内に設置する場合は、ラック型とし、設置場所については、提案に含めること。また、設置費用等は見積に含めること。

(2) 病院情報システム等との連携については、以下の要件を満たすこと。

ア 本システムの消費データと医事システムの請求データが突合できること。

イ 本業務を実施するため、現在の病院のマスタ運用を踏襲すること。

ウ 各部署から物品請求を行うためのソフトウェアを納入し、病院情報システムの端末もしくはインターネット端末にインストール（相乗り）すること。なお、本システム導入に伴う病院情報システム導入ベンダ側等に発生する費用（仕様打合せ、テスト立会い、稼働立会い等）はすべて見積に含めること。

エ 当院の会計システムとのデータのやり取りがCSVファイル等で容易にできること。なお、データの受送信をするために連携する必要がある場合は、その費用も含めること。

オ 病院情報システム等との連携については、情報システム等の導入ベンダと詳細協議し、連携を行うこと。連携内容としては、アからエに示す内容に加え、情報システムから患者情報、オーダ・実施情報（診療材料や医薬品情報等）を取り込み、患者別原価計算が行えること。

(3) 作業準備書を作成するとともに、当該準備書を病院へ提案し承諾を得ることとし、必要に応じて運用に関する院内説明会を実施すること。

8 その他

(1) 守秘義務

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除および契約期間が終了した場合においても同様とする。

(2) この仕様書に定めのない事項が発生した場合、または変更が生じた場合には、その都度、協議により定めることとする。